

議員提出第4号議案

加東市議会会議規則の一部を改正する規則制定の件

加東市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年9月29日提出

加東市議会議会運営委員会
委員長 小 紫 泰 良

加東市議会規則第 号

加東市議会会議規則の一部を改正する規則

加東市議会会議規則（令和2年加東市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第94条の次に次の1条を加える。

（出席委員に関する措置）

第94条の2 この章における出席委員には、加東市議会委員会条例（平成18年加東市条例第188号）第15条の2第1項に規定するオンラインによる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席した委員を含む。

第117条に次の1項を加える。

- 3 前2項の場合において、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。

第129条に次のただし書を加える。

ただし、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

第143条に次の1項を加える。

- 3 前項の場合において、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

第168条の次に次の1条を加える。

（協議等の場の開催方法の特例）

第168条の2 招集権者は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により、その構成員が開会場所に参集することが困難と招集権者が認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議員提出第4号議案 要旨

加東市議会会議規則の一部改正（要旨）

1 改正理由

オンラインによる方法で委員会及び協議等の場の開催並びに議員等の出席を可能とするため、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

- (1) オンラインによる方法で出席した委員を出席委員に加えること。(第94条の2関係)
- (2) 委員外議員がオンラインによる方法で委員会に出席することを可能とすること。(第117条関係)
- (3) オンラインによる方法で出席した委員の表決への参加を可能とすること。(第129条関係)
- (4) 紹介議員がオンラインによる方法で委員会に出席することを可能とすること。(第143条関係)
- (5) 協議等の場について、オンラインによる方法を活用して開催することを可能とすること。(第168条の2関係)

3 施行期日 公布の日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>(定足数に関する措置) 第94条 (略)</p> <p>(委員外議員の発言) 第117条 (略) 2 (略)</p> <p>(不在委員) 第129条 表決の際委員会の会議室にいない委員は、表決に加わることができない。</p> <p>(紹介議員の委員会出席) 第143条 (略) 2 (略)</p>	<p>(定足数に関する措置) 第94条 (略)</p> <p><u>(出席委員に関する措置)</u> 第94条の2 この章における出席委員には、加東市議会委員会条例(平成18年加東市条例第188号)第15条の2第1項に規定するオンラインによる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会に出席した委員を含む。</p> <p>(委員外議員の発言) 第117条 (略) 2 (略) 3 <u>前2項の場合において、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。</u></p> <p>(不在委員) 第129条 表決の際委員会の会議室にいない委員は、表決に加わることができない。<u>ただし、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。</u></p> <p>(紹介議員の委員会出席) 第143条 (略) 2 (略)</p>

<p>(協議又は調整を行うための場)</p> <p>第168条 (略)</p>	<p><u>3 前項の場合において、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。</u></p> <p>(協議又は調整を行うための場)</p> <p>第168条 (略)</p> <p><u>(協議等の場の開催方法の特例)</u></p> <p><u>第168条の2 招集権者は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により、その構成員が開会場所に参集することが困難と招集権者が認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。</u></p>
---	---